

ID: 1081

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第16条		
法令番号	平成18年政令第10号		
<p>【基準】</p> <p>政令第16条の規定による。 (受給者証の再交付)</p> <p>第16条 市町村は、受給者証(法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日